

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます

● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



全国の認定事業主一覧は、厚生労働省ホームページをご覧ください ※随時更新

・認定申請の申請マニュアル及び必要書類は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

・審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、労働局から認定通知書を交付します。

・制度についてのご質問等は、大阪労働局にご相談ください。

障害者雇用優良中小事業主

検索



【URL】<https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020702障01

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待されます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。

障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取組関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者を1名以上雇用していること
（就労継続支援A型事業所の利用者は除く）
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと
※この他にも条件がありますので、詳細は大阪労働局へお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	
取組 （アウト プット）	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	取組 （アウト プット）	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	
			優良	1点				優良	1点	
		②人材面	特に優良	2点			⑦募集・採用	特に優良	2点	
			優良	1点				優良	1点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点			⑧働き方	特に優良	2点	
			優良	1点				優良	1点	
		④職務選定 ・創出	特に優良	2点			⑨キャリア 形成	特に優良	2点	
			優良	1点				優良	1点	
		⑤障害者就労 施設等への 発注	特に優良	2点			⑩その他の 雇用管理	特に優良	2点	
			優良	1点				優良	1点	
取組関係の合格最低点								5点（満点20点）		
大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	
成果 （アウト カム）	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点	情報開示 （ディスク ロージャー）	取組 （アウト プット）	⑮体制・仕事・ 環境づくり	特に優良	2点	
			優良	4点				優良	1点	
			良	2点				特に優良	2点	
		⑫定着状況	特に優良	6点		成果 （アウト カム）	⑯数的側面	優良	1点	
			優良	4点				特に優良	2点	
			良	2点				優良	1点	
	質的側面	⑬満足度、 ワークエンゲ ージ メント	特に優良	6点	情報開示関係の合格最低点			2点（満点6点）		
			優良	4点	（大項目） 取組＋成果＋情報開示の合格最低点					
			良	2点						
			⑭キャリア 形成	特に優良					6点	
		優良		4点						
		良		2点	20点（満点50点）					
		成果関係の合格最低点							6点（満点24点）	

認定までの流れ

認定制度について相談依頼（大阪労働局・ハローワーク担当者が事業所訪問）

事業所訪問（認定制度に沿った障害者雇用の取り組みを聴取）

認定申請書取得（厚生労働省ホームページより取得可能）

認定申請書提出（大阪労働局・ハローワークいずれも提出可能）

認定申請書審査（申請書の修正依頼・労働関係法令違反調査等・事業所現地調査）
※審査期間・・・概ね3か月

認定通知書交付

大阪労働局ホームページに掲載

認定後報告（毎年7月15日までに大阪労働局に提出）
※「情報開示」項目の更新情報の報告を誓約した場合のみ）

障害者雇用優良中小事業主認定制度申請のご案内

申請要件

- ・申請を行うことができる事業主は、その雇用する労働者の数が常時300人以下の事業主です。
- ・労働者とは常時雇用する労働者をいいます。
- ・短時間労働者である常時雇用する労働者はその一人をもって0.5人と算定します。
- ・特例子会社制度、関係会社特例制度、関係子会社特例制度及び事業協同組合特例制度による合算は行いません。
- ・除外率は考慮しません。
- ・労働者数が40.0人未満であるために、法定雇用障害者数が0人となる事業主であっても本認定制度の対象となります。
- ・株式会社以外の法人（社会福祉法人等）および個人事業主であっても本認定制度の対象となります。
- ・申請は事業主単位で行っていただきます。

認定の効果・メリット

1 障害者雇用優良中小事業主認定マーク

以下に掲げる商品等に「障害者雇用優良中小事業主認定マーク」を表示することができます。

- ・商品
- ・役務の提供の用に供する物
- ・商品又は役務の取引に用いる書類又は電磁氣的記録
- ・事業主の営業所、事務所その他の事業場
- ・インターネットを利用する方法により公衆の閲覧に供する情報
- ・労働者の募集の用に供する広告又は文書

2 日本政策金融公庫による低利融資

障害者雇用優良中小事業主は、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」における低利融資の対象となります。

3 厚生労働省・大阪労働局・ハローワークによる周知広報等

障害者雇用優良中小事業主の情報は、厚生労働省及び大阪労働局のホームページに掲載される他、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークが表示されます。また、障害者雇用優良中小事業主に限定した合同面接会等も企画する場合があります。

4 公共調達等における加点評価

障害者雇用優良中小事業主は、地方公共団体の公共調達及び国及び地方公共団体の補助事業(*1)において加点評価を受けることができる場合(*2)があります。

- *1 国の公共事業において障害者雇用優良中小事業主の評価を加点することについては、優先調達等を実施することの法的根拠が特段存在せず、また、認定制度の評価項目と契約の成果物の因果関係が抽象的であるとされ、認められていません。
- *2 障害者雇用促進法第7条の2第1項に基づく障害者活躍推進計画策定指針(令和元年厚生労働省告示第198号)等において、地方公共団体に対して公共調達等における加点評価の実施を勧奨しています。

認定の有効期限

障害者雇用優良中小事業主に係る認定に有効期限はないため、認定を取り消され又は辞退しない限りは有効です。

認定後のフォローアップ

- ・障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業主については、毎年ご提出いただく障害者雇用状況報告書により法定雇用率以上の障害者を雇用しているかどうか確認させていただきます。
- ・認定申請内容の一部の更新情報を毎年厚生労働省に報告することを誓約した事業主については、認定した年の翌年以降、毎年6月1日時点における情報を当該年の7月15日までに大阪労働局あて報告していただきます。
- ・その他、上記の他、例えば労働者等から通報があった場合など、必要に応じて、電話、訪問又は所定の様式により認定基準に適合しているかどうかの確認を行う場合があります。



お問い合わせ先



大阪労働局 職業安定部 職業対策課 障害者雇用対策係

電話(06)4790-6310